

亀岡市路上喫煙の

規制に関する条例

平成30年7月1日 施行

条例制定の背景

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、空手のホストタウンとして協定を締結している亀岡市として、「望まない受動喫煙」の実効性のある対策の充実の取り組みをより一層進めていく必要があります。

条例の目的

路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。

条例の内容

路上喫煙をしないように

努めましょう。

路上喫煙とは、道路その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く）において、たばこを吸うことまたは火のついたたばこを所持することをいいます。

路上喫煙禁止区域を

指定します。

J R 4 駅付近を平成31年1月を目途に禁止区域に指定します。

路上喫煙禁止区域では喫煙を禁止します。

過料の徴収規定を設けます。

条例施行後、1年後（平成31年7月）を目途に過料（1万円以下）の徴収を開始します。

皆さまのご協力をお願いいたします

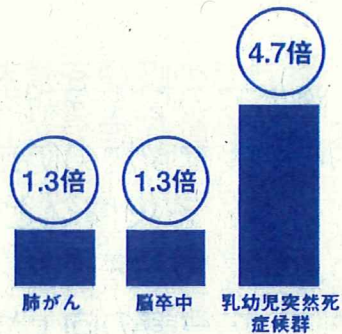


亀岡市

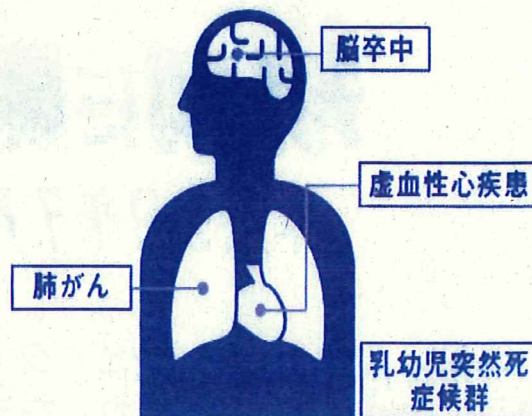
受動喫煙による超過医療費の推計

約**3,200**億円

(平成26年度 厚生労働科学研究班による推計)



受動喫煙を受けている者の「罹患リスク」は高い



年間**15,000**人が、
受動喫煙を受けなければ、

これらの疾患で死亡せずに済んだと推計。

受動喫煙の害を知ろう！



非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所



国民の**8**割以上は非喫煙者

平成30年5月厚生労働省の資料より抜粋

亀岡市健康福祉部健康増進課

☎ 25-5004